

## 狂犬病予防注射(春期)

集合注射を下表のとおり行います。登録済みで注射が済んでいない犬の飼い主には、「狂犬病予防注射のお知らせ」のがきを3月下旬頃に郵送しますので当日会場に持ってきてください。

当日は犬の登録もできます。登録していない犬の飼い主は、この機会に登録と注射を同時に済ませましょう。

**対象** 生後91日以上の犬  
 ※健康でない犬は集合注射の会場では注射できません。動物病院に相談してください

**料金**  
 ●登録済みの犬=1頭につき3,500円  
 ●登録が済んでいない犬=1頭につき6,500円  
 ※登録料3,000円を含みます

### 狂犬病予防注射日程表

天候などにより中止する場合があります

期日	会場	時間
4月17日(水)	宮子町ふれあいセンター	午前10時~10時40分
	連取元町区会議所	午前11時10分~11時40分
	新栄町会議所	午後0時10分~0時30分
	つくし会館	午後1時~1時20分
4月18日(木)	除ヶ町公民館	午前10時~10時40分
	八斗島町会館	午前11時10分~11時30分
	長沼町農業集落センター	正午~午後0時20分
4月19日(金)	豊受公民館	午後0時50分~1時40分
	羽黒町集会所	午前10時~10時20分
	隣保館	午前10時50分~11時10分
	地域資源総合管理施設(山王町公民館)	午前11時40分~正午
4月21日(日)	下道寺町公民館	午後0時30分~0時50分
	下蓮町会館	午後1時20分~1時40分
	茂呂公民館	午前10時~正午
	宮郷公民館	午前10時~正午
4月22日(月)	西安堀公民館	午前10時~10時20分
	太田本郷公民館	午前10時50分~11時10分
	喜多町公民館	午前11時40分~正午
	曲輪町三区公民館	午後0時30分~0時50分
4月23日(火)	緑町会館(旧住吉会館)	午後1時20分~1時40分
	名和公民館	午前10時~11時
	今井町住民センター	午前11時30分~正午
	葦塚町住民センター	午後0時30分~0時50分
4月24日(水)	上之宮町区会議所	午後1時20分~1時40分
	本関町公民館	午前10時~10時30分
	鍛冶原公民館(ふるさと会館)	午前11時~11時20分
	三郷公民館	午前11時50分~午後0時30分
4月25日(木)	緋の郷	午後1時~1時40分
	豊城町区民会館	午前10時~10時20分
	上諏訪町会館	午前10時50分~11時20分
	下諏訪区公民館	午前11時50分~午後0時10分
4月26日(金)	上矢島コミュニティセンター	午前10時~10時20分
	女塚会館	午前10時50分~11時30分
	境東公民館	正午~午後0時30分
	境島村公民館	午後1時10分~1時30分
5月8日(水)	境保泉一丁目集会所	午前10時~10時30分
	境剛志公民館	午前11時~11時30分
	小此木公民館	正午~午後0時20分
	西島前河原住民センター	午後0時50分~1時10分
	中島公民館	午後1時40分~2時

期日	会場	時間
5月9日(木)	東新井会議所	午前10時~10時20分
	上淵名会議所	午前10時50分~11時10分
	下淵名七区会議所	午前11時40分~正午
	境采女公民館	午後0時30分~1時30分
5月10日(金)	西野住民センター	午前10時~10時20分
	野町区公民館	午前10時50分~11時10分
	赤堀今井町一丁目区民センター	午前11時40分~午後0時10分
5月12日(日)	下触集落センター	午後0時40分~1時
	殖蓮公民館	午前10時~正午
	境支所	午前10時~正午
	5月13日(月)	香林町二丁目会議所
香林町一丁目公民館		午前10時50分~11時10分
赤堀鹿島区公民館		午前11時40分~正午
間野谷町公民館		午後0時30分~0時50分
5月14日(火)	曲沢町公民館	午後1時20分~1時40分
	市場町一丁目区民センター	午前10時~10時20分
	西久保町二丁目公民館	午前10時50分~11時20分
	市場町二丁目区民センター	午前11時50分~午後0時10分
5月15日(水)	堀下会議所	午後0時40分~1時
	五目牛転作促進研修施設	午後1時30分~1時50分
	田部井上区会議所	午前10時~10時30分
	向原会議所	午前11時~11時20分
5月16日(木)	小泉区会議所	午前11時50分~午後0時10分
	平井区会議所	午後0時40分~1時
	西国定上区会議所	午前10時~10時20分
	東国定会議所	午前10時50分~11時20分
5月17日(金)	田部井下区民センター	午前11時50分~午後0時10分
	西小保方町会議所	午後0時40分~1時
	上田町会議所	午後1時30分~1時50分
	新町コミュニティセンター	午前10時~10時30分
5月19日(日)	下代会議所	午前11時~11時20分
	下谷区住民センター	午前11時50分~午後0時10分
	伊勢崎市三室町集会所	午後0時40分~1時
	八寸コミュニティセンター	午後1時30分~1時50分
5月26日(日)	赤堀支所	午前10時~正午
	あずま支所	午前10時~正午
	市役所本庁	午前9時~正午

※犬のふんは飼い主が責任をもって持ち帰ってください  
 ※駐車場が混雑します。徒歩での来場に協力してください  
 ※注射の際に犬をしっかり押さえられる人が来場してください  
 ※令和6年度より宗高町区民会館での注射は中止となりました

# マナーを守って 愛犬との暮らし

犬を飼育する際は、犬の生態や習性を理解し、法令で定められた事項を守りながら責任を持って飼いましょう。また、近隣住民への影響も十分に配慮し、人と犬が共生できるまちづくりを目指しましょう。今回は犬を飼育する上で必要な届け出や義務を紹介します。

問い合わせ 環境政策課 ☎27-2733



## 犬の登録と狂犬病予防注射を!

狂犬病予防法により、犬の飼い主には市区町村への犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射の接種および届け出が義務付けられており、違反した場合には罰則規定があります。

### 【犬の登録】

生後91日以上の犬を取得した際は30日以内に環境政策課へ申請し、犬の鑑札の交付を受けてください。

登録料 3,000円

### 【登録事項の変更届】

飼い犬が亡くなったとき、犬の飼い主や所在地などに変更があったときは、30日以内に環境政策課へ届け出てください。市外へ住所変更する場合は、本市で交付された犬の鑑札を持って新しい住所地の市区町村窓口で手続きをしてください。



▲鑑札と注射済票

### 【狂犬病予防注射】

本市では春期と秋期に狂犬病予防集合注射を実施しています。令和6年度春期狂犬病予防集合注射の日程は7ページのとおりです。

市内の群馬県獣医師会加入の動物病院では予防注射の接種と注射済票の交付が受けられるほか、同時に未登録の犬の登録をすることもできます。それ以外の動物病院で接種をした場合は、病院で発行される注射済証明書を経済政策課窓口へ提示し、注射済票の交付を受けてください。  
 ※注射済票の交付には手数料550円がかかります

## 飼い主に義務付けられていること

犬の登録や狂犬病予防注射の接種以外にも、飼い主には犬の係留やふんの放置禁止などが義務付けられており、違反した場合には罰則規定があります。

- 係留義務**=群馬県動物の愛護及び管理に関する条例で、飼育中の犬は鎖や囲いなどで係留することが義務付けられています。また、散歩中は必ずリードなどで犬を制御できる状態を保つことも義務付けられています
- 犬のふんの放置禁止**=伊勢崎市まちをきれいにする条例で、犬のふんを放置することは禁止されています。散歩中のふんは持ち帰り、環境美化に努めましょう

### 必要に応じて不妊手術を

犬を飼うための場所や世話ができる時間、経済的条件は限られています。飼育できる頭数を自覚し、必要に応じて不妊手術を行いましょ。

## もしもの時の「備え」と「対応」

### 災害などに備えて

災害や飼い主が入院した場合などを想定して、犬の受け入れが可能な避難場所や、代わりに世話をしてくれる人などをあらかじめ確認しておきましょう。もしもの時に備えて日頃から準備しておくことが大切です。

### 飼い犬が人にけがをさせてしまったら

もしも飼い犬が人にけがをさせてしまったら、けがをした人への応急手当てと病院への搬送を行ってください。また、群馬県動物愛護センターへ事故発生届書の提出が必要です。